

第32回八幡市農業委員会議事録

令和8年3月5日（木） 午後2時00分

八幡市役所5階 会議室5-2

八幡市農業委員長 奥村 芳治

前書は令和8年3月5日開催の第32回八幡市農業委員会総会の議事録に相違ないことを承認します。

署名委員（奥村 芳治） _____

署名委員（西川 茂男） _____

署名委員（畑中 邦夫） _____

案 件

議案第 92 号 農地法第 3 条許可申請審議の件
議案第 93 号 農地法第 5 条許可申請審議の件

出席農業委員

畑中 邦夫	関東 豊則	西川 吉之	北川 邦彦
西村 忠雄	符川 亮	金谷 泰宏	奥村 芳治
前田 孝文	西川 茂男		

欠席 古里 治彦 辻 典彦

出席農地利用最適化推進委員

上野 信昭	伊澤 治彦	山田 晃嗣	金森 一幸
關西 保博	小里 隆信	堀口 雅智	

欠席 佐野 富彦

事務局

近藤 茂雄	津田 誠樹	梶浦 靖人
-------	-------	-------

議 長
(奥村会長)

ただ今から、第32回八幡市農業委員会総会を開催いたします。
本日の農業委員の出席は10名ですので、本総会は成立しております。
本日の会期は午後2時から午後5時までとします。
次に、議事録署名人の選任ですが、議席番号順となっておりますので、
本日の署名委員さんについては、議席番号13番 西川 茂男 委員と議
席番号1番 畑中 邦夫 委員にお願いします。

議 長	それでは、議事に入らせていただきます。 まずはじめに、「議案第92号 農地法第3条許可申請審議の件」 NO1、NO2を議題といたします。 本件につきましては、〇〇委員に関係がありますので、〇〇委員の退 室をお願いします。 (〇〇委員 退室)
事務局	事務局に朗読説明を求めます。 議案第92号農地法第3条許可申請審議の件についてご説明申し上げ ます。 譲渡人、譲受人については議案書をご参照願います。 NO1 申請物件所在 戸津小中代 地目 田、面積1,124㎡ NO2 申請物件所在 戸津小中代 地目 田、面積645㎡ (法説明) NO1、NO2いずれの譲受人につきましては、農業経験や労働力、 農機具の所有状況等から問題ないものと考えます。 また、今回の案件は農地法第3条第2項の各号には該当しないと思わ れますので、許可要件は満たしているものと考えます。
議 長	ただ今の案件につきまして農業振興部会のご意見をお伺いします。
農業振興 部会長	去る2月27日に部会を開催し、議案第92号の件のうちNO1、 NO2について審議した結果、部会としては異議はございません。
議 長	農業振興部会の意見は異議ナシであります。 他に委員さんの「ご意見」ございますか。
委員一同	(異議ナシ)
議 長	「異議ナシ」でございますので、「議案第92号 農地法第3条許可申 請審議の件」のうちNO1、NO2につきましては、許可することと いたします。 それでは〇〇委員の入室をお願いします。 (〇〇委員 入室) 続きまして、「議案第92号 農地法第3条許可申請審議の件」NO3 を議題といたします。

	事務局に朗読説明を求めます。
事務局	<p>議案第 92 号農地法第 3 条許可申請審議の件 NO 3 についてご説明申し上げます。</p> <p>譲渡人、譲受人については議案書をご参照願います。</p> <p>NO 3 申請物件所在 八幡茶屋之前 地目 田、面積 1,894 m² (法説明)</p> <p>NO 3 の譲受人につきましても、農業経験や労働力、農機具の所有状況等から問題ないものと考えます。</p> <p>また、今回の案件は農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないと思われるので、許可要件は満たしているものと考えます。</p>
議 長	ただ今の案件につきまして農業振興部会のご意見をお伺いします。
農業振興 部会長	議案第 92 号 NO 3 の件につきましても部会としては異議はございません。
議 長	農業振興部会の意見は異議ナシであります。 他に委員さんの「ご意見」ございますか。
(委員一同)	(異議ナシ)
議 長	<p>「異議ナシ」でございますので、「議案第 92 号 農地法第 3 条許可申請審議の件」 NO 3 の件につきましては、許可することといたします。</p> <p>次に「議案第 93 号 農地法第 5 条許可申請審議の件」を議題といたします。</p> <p>事務局に朗読説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 93 号「農地法第 5 条許可申請審議の件」についてご説明申し上げます。</p> <p>申請人については議案書をご参照願います。</p> <p>NO 1 申請物件所在 内里蜻蛉尻 地目 田、面積 545 m²外 転用目的は、特定流通業務施設（冷凍冷蔵倉庫）でございます。</p> <p>NO 2 申請物件所在 内里蜻蛉尻 地目 田、面積 8.84 m²外 転用目的は、里道の拡幅でございます。</p> <p>(法説明)</p> <p>NO 1、NO 2 の案件につきましては、ともに市街化調整区域内にある農地で農地法第 5 条第 2 項第 1 号（ロ）に規定する農地であり、基準に定める市街化の傾向が著しい区域内にある農地であることから許可相当であると考えます。</p>
議 長	ただ今の案件につきまして農地転用部会のご意見をお伺いします。
農地転用 部会長	3 月 2 日に部会を開催し、議案第 93 号農地法第 5 条許可申請審議の件につきまして、現地を確認し、協議を行った結果、異議はございません。

<p>議 長</p>	<p>ん。</p> <p>農地転用部会の意見は異議ナシであります。 他に委員さんの「ご意見」ございますか。</p>
<p>(委員一同)</p>	<p>(異議ナシ)</p>
<p>議 長</p>	<p>「異議ナシ」でございますので、「議案第 93 号 農地法第 5 条許可申請審議の件」につきましては、本委員会として許可相当である旨の意見書を附して、京都府に進達いたします。</p> <p>以上をもちまして、本日の議案はすべて終了いたしました。なお、報告事項がございますので、事務局から報告願います。</p>
<p>事務局</p>	<p>「合意解約通知書について」 合意解約通知書につきまして報告いたします。 NO 1、NO 2 は、それぞれ 1 月 1 8 日に、NO 3 につきましては、1 月 1 9 日に合意解約されましたので報告いたします。</p> <p>「生産緑地のあっせん依頼について」 生産緑地のあっせん依頼について報告いたします。 記載の橋本平野山 1 5 - 1 外 8 筆につきまして、3 0 年の期間満了により所有者から市の方へ買取り申し出をされましたが、市は物件を買い取らない旨を本人に通知されると同時に、生産緑地法第 1 7 条の 2 の規定によりまして、本委員会にあっせん依頼があったものです。 今後、農地取得を希望される農家さんがおられる場合は事務局にお問い合わせいただければと思います。なお、あっせん期限につきましては記載のとおりとなっております。</p>
<p>議 長</p>	<p>以上をもちまして、本日の議案はすべて終了いたしました。 これをもちまして、第 3 2 回八幡市農業委員会総会を終了します。</p>